

## パキスタン・イスラム共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約 3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの (行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて -大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ウル ドゥー語、英語又は受 送達者が解する言語の いずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ウルドゥー語又は英 語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーウ ルドゥー語又は英語の 訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ウルドゥー語又は英 語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5箇月	8箇月	6箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在パキスタン日本国 大使	在カラチ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在カラチ日本国総領 事	バロチスタン州、シンド州	
VII 中央当局	名 称 The Solicitor, Ministry of Law and Justice 所在地 R Block, Pak. Sectt. Islamabad Pakistan		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。